RHEOS CAPITAL WORKS

臨時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年11月21日（火）
午前10時
（受付開始 午前９時30分）

場 所

東京都千代田区丸の内１丁目8番2号
鉄鋼ビルディング 南館4階
鉄鋼カンファレンスルーム
「ROOM２＋３＋４」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　株式移転計画承認の件
第２号議案　定款一部変更決議の取消の件

目 次

臨時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 7

インターネット又は書面による議決権行使期限

2023年11月20日（月）午後５時15分まで

決議通知に関するご案内
決議ご通知は、郵送はせず、当社ウェブサイト（https://www.rheos.jp/）に掲載いたします。

レオス・キャピタルワークス株式会社
証券コード：7330

（証券コード）7330
（発信日）2023年11月６日
（電子提供措置の開始日）2023年10月30日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
レオス・キャピタルワークス株式会社
代表取締役　会長兼社長　藤　野　英　人

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.rheos.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスして、「投資家情報」「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（レオス・キャピタルワークス）または証券コード（7330）を入力・検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

なお、**当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができます**ので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2023年11月20日（月）午後５時15分までに** 議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、**本株主総会の様子をご自宅等から、パソコン・タブレット・スマートフォンによりご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。**なお、ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできませんので、あらかじめご了承願います。

ライブ配信の詳細につきましては、4～6ページをご参照ください。

敬　具

記

1．開催日時　2023年11月21日（火）午前10時

2．開催場所　東京都千代田区丸の内１丁目８番２号
鉄鋼ビルディング　南館４階　鉄鋼カンファレンスルーム「ROOM２＋３＋４」

3．目的事項
決議事項
第１号議案　株式移転計画承認の件
第２号議案　定款一部変更決議の取消の件

4．招集にあたっての決定事項
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以　上

（お願い）

◎　当日ご来場いただいた際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎　株主総会ご出席者のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。

議決権の事前行使のご案内

株主総会当日にご出席されない場合は、議決権の事前行使をお願いいたします。

● **事前行使には以下の方法がございます。**



インターネットによる議決権行使

スマートフォンまたはパソコン等で指定ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力のうえ、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2023年11月20日（月）午後５時15分まで



書面（郵送）による議決権行使

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限	2023年11月20日（月）午後５時15分到着

・インターネットと書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合には、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の様子をご自宅等から、パソコン、タブレット、スマートフォンによりご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

ライブ配信は、バーチャル株主総会支援サービス「Sharely（シェアリー）」を通じて行います。ただし、本ライブ配信でのご参加は、音声発信のある出席型ではなく、株主総会の視聴のみの参加型となります。そのため、**ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできません。**事前にインターネットまたは郵送等により議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮しますが、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1 配信日時

2023年11月21日（火）午前10時から株主総会終了時刻まで

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始15分前よりアクセスは可能になります。

2 ご視聴方法

以下のライブ配信ウェブサイトよりアクセスいただき、**「株主番号（９桁の半角数字）」「株主様ご自身の郵便番号（ハイフンを除く７桁の半角数字）」の2項目**をご入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

ライブ配信ウェブサイト https://web.sharely.app/login/rheos20231121

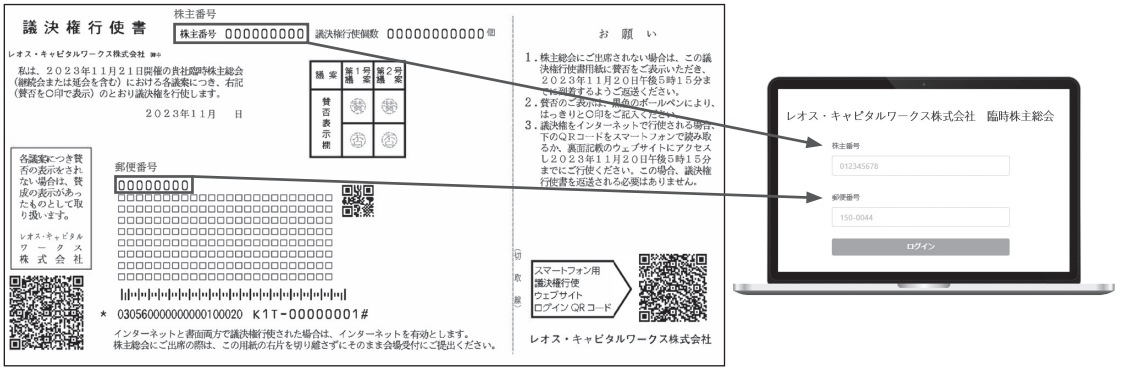

お手元に届いた議決権行使書に記載されている、株主番号、郵便番号を用い、以下の要領でログインしてください。（PC・スマートフォンどちらも同じログイン画面イメージとなります）

1. 株主番号、郵便番号を入力
2. 「ログイン」ボタンを押す

3 オンラインでの事前質問受付について

ご質問につきましてはバーチャル株主総会支援サービス「Sharely（シェアリー）」から事前にお寄せいただくことが可能です。いただいたご質問に関しては、可能な限り株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、すべてに回答することができない場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以下の事前質問用ウェブサイトよりアクセスしていただき、「株主番号（９桁の半角数字）」「株主様ご自身の郵便番号（ハイフンを除く７桁の半角数字）」の2項目をご入力しログインしてください。

【質問方法】

事前質問フォームにアクセスしましたら、「議案を選択」ボタンから対象となる議題を選択のうえ、質問内容欄にご質問を150文字以内で入力し、画面右下の「送信する」ボタンをクリックしてください。

【質問受付期間】

2023年11月6日（月）午前９時から2023年11月16日（木）午後5時まで

事前質問受付サイト　https://web.sharely.app/e/rheos20231121/pre_question

4 ご注意事項

・ご視聴は、株主様ご本人のみとさせていただきます。
・ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできません。事前にインターネットまたは郵送等により議決権をご行使くださいますようお願いいたします。
・撮影、録画、録音、保存、SNS等での公開等は固くお断りいたします。万が一発見した場合には、法的な措置を取らせていただくこともございますのでご了承ください。
・ご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
・ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
・株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合には、当社ウェブサイト（https://www.rheos.jp/）にてお知らせいたします。
・配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

5 ライブ配信に関するお問い合わせ先

視聴方法等について

ライブ配信に関するヘルプデスク
バーチャル株主総会支援サービス
「Sharely（シェアリー）」専用ダイヤル

電話：03-6416-5287
受付時間：2023年11月21日（火）株主総会当日
午前９時から株主総会終了時刻まで

株主総会参考書類

第１号議案　株式移転計画承認の件

当社は、2024年４月１日（予定）を効力発生日として、当社単独による株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により持株会社（完全親会社）である「SBIレオスひふみ株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に係る株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2023年10月18日開催の当社取締役会において決議しました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

１．株式移転を行う理由及び目的等

(1) 株式移転を行う理由及び目的

当社は、「日本のみんながひふみでつみたて」をスローガンに、日本中に「ひふみ」によるつみたて投資を普及させ、当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、より多くの人々を「次のゆたかさの、まんなかへ」という思いを込めて、「お金を学び、ひふみでつみたて、共助で支える」取り組みを推進し、投資文化の普及や「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上に取り組んでまいりました。

今後も、ファイナンシャル・インクルージョン（※）を通じて、金融サービスの恩恵を全ての人々が享受できる世の中を目指すとともに、2024年１月から開始される新NISAなどの制度改正を奇貨とした顧客基盤の拡充、SBIグループとの更なる連携による「ひふみ」ブランドの認知度向上などによって運用資産残高の拡大を進めていくためには、高度な運用機能と経営管理及び戦略立案機能に特化した新たなグループ形態を採用することが望ましいと判断し、今般、持株会社体制へ移行することを取締役会において決議しました。これにより、当社では、引き続き、お客様からお預かりした資産の運用及び投資信託の販売に注力するとともに、新たに設立する持株会社では、グループ全体の経営戦略・M&A戦略の策定やコーポレートアクションの実行を担う所存です。

持株会社体制下においては、引き続きつみたて投資の普及や、お客様のニーズに沿った新商品を随時投入することにより「ひふみ」シリーズを中心とする既存事業を強化させ、安定的な成長を見込むとともに、これに加えて、新たな資産運用会社の買収、経営参加など資産形成インフラを支える企業をグループに迎え入れることで顧客層や提供価値を拡大し、成長ペースを加速させることを目指します。

（※）あらゆる人々が金融サービスへアクセスすることができ、金融サービスの恩恵を享受できるようにすることを意味し、金融包摂と訳されます。

(2) 持株会社体制移行の手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

〔第１段階〕単独株式移転による持株会社設立

2024年４月１日（予定）を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。なお、当社株式は持株会社設立により上場廃止となりますが、2024年３月31日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様を、議決権を行使することができる株主として、当社（レオス・キャピタルワークス株式会社）の定時株主総会を2024年6月に開催する予定です。

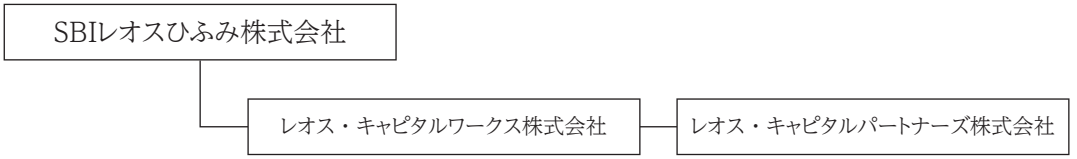

〔第２段階〕グループ内事業会社の再編

持株会社設立後、グループ内の連携やシナジー創出の強化を図る観点から、当社の連結子会社であるレオス・キャピタルパートナーズ株式会社について、当社が保有する同社の株式のすべてを持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の連結子会社として再編する予定です。当該再編は、2024年６月に開催予定の当社の定時株主総会に先立って実施する予定です。

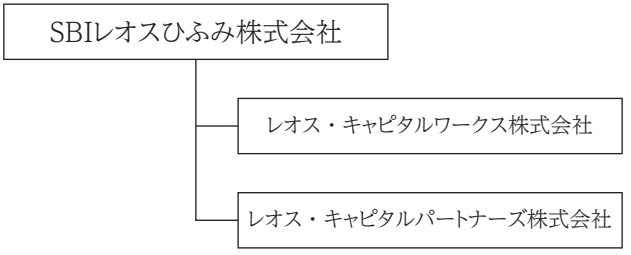

(3) 持株会社株式の上場申請

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様に当社株式の対価として交付される持株会社の株式につきまして、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場への上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の成立日（本株式移転の効力発生日）である2024年４月１日を予定しており、実質的に株式の上場を維持する方針です。

２．株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

レオス・キャピタルワークス株式会社（以下「当社」という。）は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第１条　本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第７条に定義する。）において、当社の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第２条　本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙１「SBIレオスひふみ株式会社　定款」第２条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「SBIレオスひふみ株式会社」と称し、英文では、「SBI RHEOS HIFUMI Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。
(4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。
2．前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙１「SBIレオスひふみ株式会社　定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）
第３条　本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
(1) 取締役　藤野　英人
(2) 取締役　湯浅　光裕
(3) 取締役　白水　美樹
(4) 取締役　岩田　次郎
(5) 取締役　中路　武志
(6) 取締役　朝倉　智也
(7) 取締役　中村　利江
(8) 取締役　垣内　俊哉
(9) 取締役　佐藤　明
2．本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。
(1) 監査役　髙見　秀三
(2) 監査役　髙橋　修
(3) 監査役　安田　和弘
(4) 監査役　和田　耕児
3．本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
東陽監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）
第４条　本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2．本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当社の

株主に対し、その保有する当社の普通株式１株につき、本持株会社の普通株式１株の割合をもって割り当てる。

（本持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

第５条　本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本持株会社成立日までの間に当社が必要と判断したときは、会社計算規則第52条の定めるところに従い、当社はこれを変更することができる 。

(1) 資本金の額　　322百万円
(2) 資本準備金の額　322百万円
(3) 利益準備金の額　0円

（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

第６条　本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表の第１欄に掲げる当社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する当社の新株予約権に代わり、当社が基準時において発行している当該新株予約権の総数と同数の、第２欄に掲げる本持株会社の新株予約権を交付する。

第１欄		第２欄	
名称	内容	名称	内容
レオス・キャピタルワークス株式会社 第６回新株予約権	別紙２-１ 記載	SBIレオスひふみ株式会社 第１回新株予約権	別紙２-２ 記載

２．本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の新株予約権を、基準時における当社の新株予約権者に対し、その保有する前項の表の第１欄に掲げる新株予約権１個につき、第２欄に掲げる新株予約権１個の割合で割り当てる。

（本持株会社の成立日）

第７条　本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2024年４月１日とする。但し、本株式移転の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第８条　当社は、2023年11月21日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式

移転に必要な事項に関する決議を求めることとする。但し、本株式移転の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会の決議により当該開催日を変更することができる。

（本持株会社の上場証券取引所）

第９条　本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定する。

（本持株会社の株主名簿管理人）

第10条　本持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

（本計画の効力）

第11条　本計画は、第８条に定める当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

（本計画の変更等）

第12条　本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当社の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

（規定外事項）

第13条　本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2023年10月18日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
レオス・キャピタルワークス株式会社
代表取締役　会長兼社長　　藤野　英人

SBIレオスひふみ株式会社　定款

第１章　総則

第１条（商号）

当会社は、SBIレオスひふみ株式会社と称し、英文ではSBI RHEOS HIFUMI Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

(1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
(2) 前号のほか、金融商品取引法により前号の業務を行なう者が営むことができる業務
(3) その他金融商品取引業に関連する業務
(4) 各種企業の経営政策、財務政策、株主政策、企業イメージに関する調査、コンサルティング業務
(5) 投資・財務・経済に係るセミナー・イベントの企画、運営および開催
(6) インターネットを利用した企業情報等の提供および情報収集などに関する企画、制作、運営業務
(7) 出版業務
(8) 非上場企業に対する投融資
(9) 有価証券の取得及び保有
(10) 投資事業組合財産の管理及び運用
(11) 会社の合併並びに技術・販売・製造・企画等の業務提携の仲介
(12) 経営コンサルタント業
(13) セミナー、講演会の企画、運営及び講師派遣
(14) 企業の人事、総務、経理事務の受託及びこれらのコンサルタント業務
(15) 有料職業紹介事業
(16) 広告業及び広告代理業
(17) 前各号に附帯関連する一切の業務

２　当会社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第３条（本店の所在地）
　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第４条（機関）
　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第５条（公告方法）
　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第２章　株式

第６条（発行可能株式総数）
　当会社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

第７条（自己の株式の取得）
　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第８条（単元株式数）
　当会社の単元株式数は、100株とする。

第９条（単元未満株式についての権利）
　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第12条（招集）
当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに、随時これを招集する。

第13条　（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第14条（招集権者および議長）
株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）
株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

第17条（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

第18条（員数）
当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（選任方法）
取締役は、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）
取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）
取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）
当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、５名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（報酬等）
　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）
　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

第36条（選任方法）
　会計監査人は、株主総会において選任する。

第37条　（任期）
　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の責任免除）
　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計算

第39条（事業年度）
　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金の配当の基準日）
当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
３　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）
配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

第１条（最初の取締役及び監査役の報酬等）
第26条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は、年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とする。
２　第34条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、年額50百万円以内とする。

第２条（本附則の削除）
本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

レオス・キャピタルワークス株式会社　第６回新株予約権

(1) 本新株予約権の名称
　レオス・キャピタルワークス株式会社第６回新株予約権
(2) 本新株予約権の割当日
　2022年１月31日（月）
(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。
　なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
　調整後株式数　＝　調整前株式数　×　無償割当て・分割・併合の比率
　また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
(4) 本新株予約権の払込金額
　無償とする。
(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権１個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(3)に定める本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金1,365円とする。ただし、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア　行使価額の調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
イ　行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間
2024年１月20日から2031年12月15日までとする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後６か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より６か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦　新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以　上

SBIレオスひふみ株式会社　第１回新株予約権

(1) 本新株予約権の名称

SBIレオスひふみ株式会社第１回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当日

2024年４月１日（月）

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 本新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権１個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(3)に定める本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金1,365円とする。ただし、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア　行使価額の調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
イ　行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間
2024年４月１日から2031年12月15日までとする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後６か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より６か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦　新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以　上

3．会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定めの相当性に関する事項

① 交付する株式数及び割当てに関する事項

イ．株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式１株につき、持株会社の普通株式１株を割当交付いたします。

ロ．株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社持株会社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式１株に対して持株会社の普通株式１株を割当交付することといたします。

ハ．第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ロ．のとおり、本株式移転は当社単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

ニ．株式移転により交付する株式数（予定）

普通株式　12,882,800株（予定）

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式数が変動した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

② 資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金及び準備金の額については、以下のとおりであります。

資本金の額	322百万円
資本準備金の額	322百万円
利益準備金の額	0円

上記の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に関する定めの相当性に関する事項

本株式移転において、当社の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権と同等の内容のものであり、かつ当社の普通株式１株に対して持株会社の普通株式１株が割り当てられることから、当社の新株予約権者に対

して、その保有する当社の新株予約権１個につき、持株会社の新株予約権１個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

2023年6月27日に当社の第20期定時株主総会にて報告いたしましたとおり、当社グループは2023年4月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、当該上場にあたり、2023年4月24日に新株式の発行を行いました。かかる報告済みの上場及び株式発行を除き、当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

4．持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役となる者は、以下のとおりであります。なお、本項における「当社」とは、「レオス・キャピタルワークス株式会社」をいいます。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
藤野 英人 (1966年8月29日生) (注) 1.	1990年４月　野村投資顧問株式会社（現　野村アセットマネジメント株式会社）入社 1996年10月　ジャーディン・フレミング投信・投資顧問（現　JPモルガン・アセット・マネジメント）ファンドマネージャー 2000年２月　ゴールドマン・サックス・アセットマネジメント株式会社　ポートフォリオ・マネージャー 2003年８月　レオス株式会社（現　当社）　入社 2003年９月　当社　代表取締役社長 2009年２月　当社　社長付CIO 2009年９月　当社　CIO　兼　ひふみ投信運用責任者 2009年10月　当社　取締役CIO 2015年10月　当社　代表取締役社長　最高投資責任者 2020年６月　当社　代表取締役　会長兼社長　最高投資責任者 2021年２月　みらいターボ株式会社　代表取締役社長（現任） 2021年３月　ViXion株式会社　取締役（現任） 2021年４月　レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　取締役（現任） 2023年７月　当社　代表取締役　会長兼社長　CEO&CIO（現任）	(1) 540,000株 (2) 540,000株
（取締役候補者とした理由） 藤野英人氏は、当社の創業メンバーであり、中小型・成長株の運用経験も長く、ファンドマネージャーとして豊富なキャリアを持ち、投資信託「ひふみ」シリーズ最高投資責任者であります。また、一般社団法人投資信託協会の理事を過去に務める等、投資啓発活動にも注力しております。当社の事業成長の実績等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を持株会社の取締役候補者といたしました。		
湯浅 光裕 (1965年1月7日生) (注) 1.	1990年10月　ロスチャイルドアセットマネジメント（ジャパン）入社 2000年10月　ガートモアアセットマネジメント（現　ジャスナ・ヘンダーソン・インベスターズ）入社 2003年４月　レオス株式会社（現　当社）代表取締役社長 2003年８月　当社　取締役運用部長 2015年10月　当社　取締役運用本部長 2020年６月　当社　代表取締役副社長　運用本部長 2021年４月　当社　代表取締役副社長 2023年７月　当社　代表取締役副社長　COO（現任）	(1) 420,500株 (2) 420,500株
（取締役候補者とした理由） 湯浅光裕氏は、当社の創業メンバーであり、国内外の資産運用業界についての理解が深く、新興企業・成長企業への調査・投資経験、ロング・ショート戦略に代表されるヘッジファンド運用経験が長く、ファンドマネージャーとして豊富なキャリアを持っております。当社の事業成長の実績等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を持株会社の取締役候補者といたしました。		

氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
白水 美樹（しらみず みき） （遠藤　美樹） （1967年６月８日生） （注）１． （注）３．	1990年４月　第一證券株式会社（現　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社 1996年２月　ソニー生命保険株式会社　入社 1999年３月　DLJ directSFC証券（現　楽天証券株式会社）入社　カスタマーサービス部 2006年10月　同社　経営企画部 2008年５月　当社　入社　マーケティング部　部長 2009年２月　当社　取締役マーケティング部長 2015年10月　当社　取締役営業本部長 2020年６月　当社　常務取締役営業本部長 2020年11月　当社　常務取締役総合企画本部長 2021年２月　L'atelier du sol株式会社　代表取締役（現任） 2023年６月　当社　専務取締役総合企画本部長 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　取締役（現任） 2023年７月　当社　専務取締役　CHRO（現任）	(1) 180,000株 (2) 180,000株
（取締役候補者とした理由） 白水美樹氏は、インターネット証券業務に長く携わり業界への理解が深く、2009年の取締役就任後も営業およびマーケティングの観点から当社の事業成長に貢献する等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を持株会社の取締役候補者といたしました。		
岩田 次郎（いわた じろう） （1962年７月２日生） （注）１．	1986年４月　東芝システム開発株式会社（現　東芝デジタルソリューションズ株式会社）入社 2004年１月　株式会社アイアンドエーエス　入社 2004年６月　同社　取締役事業部長 2005年５月　株式会社新日本通商（現　株式会社外為オンライン）取締役外国為替事業部長 2008年１月　同社　内部監査室長 2008年４月　株式会社ISホールディングス経営企画室長 株式会社FXプロ　代表取締役 株式会社外為オンライン　コンプライアンス部長 2009年２月　当社　代表取締役社長 2009年４月　株式会社ISホールディングス　常務取締役 2011年６月　株式会社アイアンドエーエス　代表取締役社長 2015年10月　当社　取締役管理本部長 2020年６月　当社　常務取締役管理本部長 2023年７月　当社　常務取締役　CAO（現任）	(1) 54,000株 (2) 54,000株
（取締役候補者とした理由） 岩田次郎氏は、株式会社アイアンドエーエスで国内の金融商品取引事業者へのシステムコンサルテーションを展開したほか、株式会社外為オンラインの創業メンバーとしてITを駆使した金融サービス事業の成長等の実績があり、2009年以降は当社の代表取締役および取締役として当社の事業成長に貢献する等、経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、同氏を持株会社の取締役候補者といたしました。		

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
中路武志（なかみちたけし） （1970年12月７日生） （注）１.	2001年４月　ソフトバンク・インベストメント株式会社（現　SBIホールディングス株式会社）　入社 2005年５月　SBIインベストメント株式会社　入社 2008年３月　SBIインキュベーション株式会社　取締役 2008年６月　SBI-HIKARI P.E.株式会社　取締役 2010年６月　SBIモーゲージ株式会社（現　アルヒ株式会社）監査役 2011年３月　SBIインベストメント株式会社　執行役員 2012年３月　同社　取締役執行役員 2014年６月　同社　取締役執行役員常務 2014年６月　SBIライフリビング株式会社（現　株式会社ウェイブダッシュ）取締役 2015年４月　SBIインベストメント株式会社　取締役執行役員副社長 2016年７月　SBI Ventures Two株式会社　代表取締役 2020年６月　SBI-HIKARI P.E.株式会社　代表取締役 2022年２月　SBI地方創生支援株式会社　代表取締役 2023年６月　当社　取締役　CCO（現任）	(1) －株 (2) －株
（取締役候補者とした理由） 中路武志氏は、SBIインベストメント株式会社における長年のベンチャーキャピタル業務、特にファンド管理業務において豊富な経験を有し、ファンド組成から清算までの管理業務全般に精通しております。また、SBIグループの複数の会社の取締役を歴任し、管理体制やコンプライアンス体制の強化に従事するなど豊富な経験を有しており、持株会社においても持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を持株会社の取締役候補者といたしました。		

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
朝倉智也 （1966年3月16日生） （注）5. （注）6. （注）8.	1989年４月　株式会社北海道拓殖銀行　入行 1990年１月　メリルリンチ日本証券株式会社（現　BofA証券株式会社）入社 1995年６月　ソフトバンク株式会社（現　ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年11月　モーニングスター株式会社（現　SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）入社 2000年３月　同社　取締役 2004年７月　同社　代表取締役社長 2005年12月　同社　代表取締役執行役員COO 2007年６月　SBIホールディングス株式会社　取締役執行役員 2009年５月　モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社（現　ウエルスアドバイザー株式会社）代表取締役社長（現任） 2011年４月　SBIアセットマネジメント株式会社　取締役 2012年６月　SBIホールディングス株式会社　取締役執行役員常務 2012年７月　モーニングスター株式会社（現　SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）　代表取締役執行役員社長（現任） 2013年６月　SBIホールディングス株式会社　取締役執行役員専務 2016年２月　SBIエステートファイナンス株式会社　取締役（現任） 2017年６月　SBIインシュアランスグループ株式会社　取締役（現任） 2018年３月　SBI CoVenture Asset Management株式会社（現SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社）　取締役（現任） 2019年２月　Carret Holdings Inc.　Director（現任） 2019年２月　SBI地域事業承継投資株式会社　取締役（現任） 2019年６月　SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（現　SBIアセットマネジメントグループ株式会社）　取締役 2020年６月　SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社　取締役（現任） 2021年12月　住信SBIネット銀行株式会社　取締役（現任） 2022年７月　SBIホールディングス株式会社　取締役副社長（現任） 2022年11月　岡三アセットマネジメント株式会社（現　SBI岡三アセットマネジメント株式会社）　取締役（現任） 2023年６月　SBIアセットマネジメントグループ株式会社　代表取締役社長（現任） SBIアセットマネジメント株式会社　代表取締役会長兼CEO（現任） SBIスマートエナジー株式会社　取締役（現任） 当社　取締役（現任）	(1) －株 (2) －株

（取締役候補者とした理由）

朝倉智也氏は、2004年７月からモーニングスター株式会社（現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）の代表取締役を務めるなど、投資運用業の成長等の実績が多数あり、投資信託ほか金融商品に関する深い見識や豊富な経験を有しております。また、SBIホールディングスグループの要職を歴任するなど、経営者としても幅広い見識と豊富な経験を有しており、持株会社においても持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を持株会社の取締役候補者といたしました。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
中村　利江 （なかむら　りえ） （西村　利江） （1964年12月16日生） 【社外】 【独立】 （注）1. （注）2. （注）4. （注）9.	1988年４月　株式会社リクルート　入社 1998年１月　株式会社ハークスレイ　入社 2001年３月　株式会社キトプランニング　代表取締役（現任） 2001年７月　夢の街創造委員会株式会社（現　株式会社出前館）取締役 2002年１月　同社　代表取締役社長 2009年11月　同社　代表取締役会長 2009年12月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　CHRO（最高人事責任者） 2010年６月　同社　取締役 2010年６月　株式会社富士山マガジンサービス　取締役 2011年３月　株式会社オプト（現　株式会社デジタルホールディングス）取締役 2011年11月　夢の街創造委員会株式会社（現　株式会社出前館）取締役会長 2012年11月　同社　代表取締役社長 2020年６月　同社　代表取締役会長 2021年４月　株式会社日本M&Aセンター（現　株式会社日本M&Aセンターホールディングス）　専務執行役員　CCO 2021年８月　当社　取締役（現任） 2022年３月　エムスリーソリューションズ株式会社　代表取締役社長（現任） 2022年６月　エムスリー株式会社　取締役（現任）	(1) －株 (2) －株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 中村利江氏は、企業経営に関する豊富な経験、知見を当社の経営に活かしていただき、経営全般に対する助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を持株会社の社外取締役候補者といたしました。		

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
垣内 俊哉 （かきうち としや） （1989年４月14日生） 【社外】 【独立】 （注）１. （注）２. （注）９.	2010年６月　株式会社ミライロ　代表取締役社長（現任） 2022年６月　当社　取締役（現任）	(1) －株 (2) －株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 垣内俊哉氏は、企業経営に関する豊富な経験、知見、障害者インクルージョンの取組みのご経験を当社の経営に活かしていただき、経営全般に対する助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を持株会社の社外取締役候補者といたしました。		
佐藤 明 （さとう あきら） （1965年３月17日生） 【社外】 【独立】 （注）１. （注）２. （注）７. （注）９.	1987年４月　野村證券株式会社入社 2001年５月　株式会社バリュークリエイト設立　代表取締役 2004年６月　当社　監査役 2005年12月　富士製薬工業株式会社　監査役 2007年２月　当社　取締役 2009年１月　コモンズ投信株式会社　取締役 2012年11月　株式会社ソケッツ　取締役 2015年10月　株式会社ワイワイミュージック　代表取締役（現任） 2020年10月　株式会社06GOGO　代表取締役（現任） 2023年６月　当社　取締役（現任）	(1) －株 (2) －株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 佐藤明氏は、金融に関する見識を生かしていただくため2004年６月より2009年２月まで当社の監査役および取締役に就任しておりました。そのほか、資産運用会社の取締役を歴任するなど、投資運用業や企業経営に関する豊富な経験、知見を当社の経営に活かしていただき、経営全般に対する助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を持株会社の社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中村利江氏、垣内俊哉氏および佐藤明氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。持株会社が設立され３氏が社外取締役に就任した場合には、持株会社は３氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
３．白水美樹氏の戸籍上の氏名は、遠藤美樹であります。
４．中村利江氏の戸籍上の氏名は、西村利江であります。
５．朝倉智也氏は、現在、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の取締役副社長であります。
６．朝倉智也氏は、非業務執行取締役候補者となります。
７．佐藤明氏は、過去に当社の非業務執行役員（監査役および社外取締役）であったことがあります。
８．持株会社が設立され、朝倉智也氏が取締役に就任した場合には、持株会社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。
９．持株会社が設立され、中村利江氏、垣内俊哉氏および佐藤明氏が社外取締役に就任した場合には、持株会社は３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。
10. 各候補者が所有する当社株式の数は、2023年９月末現在の株式数を記載しており、また、割当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
11. 持株会社が設立された場合、持株会社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約の内容の概要については、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填するもので、被保険者の全ての保険料を持株会社が負担する予定としております。

5．持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、以下のとおりであります。なお、本項における「当社」とは、「レオス・キャピタルワークス株式会社」をいいます。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
髙見　秀三 (たかみ　しゅうぞう) (1960年８月５日生) 【社外】 (注) 1. (注) 2. (注) 3.	1983年４月　大和証券株式会社　入社 2000年２月　同社　富山支店長 2003年６月　同社　新潟グループマネージャー　兼　新潟支店長 2005年４月　同社　営業サポート部　部長 2006年４月　同社　営業企画部　部長 2007年９月　同社　債券部長 2010年10月　同社　岡山支店長 2012年４月　同社　参与　法人営業担当 2013年４月　同社　参与　金融市場副担当 2014年４月　同社　顧問 2014年６月　同社　監査役 2020年４月　同社　顧問 大和インベスター・リレーションズ株式会社 非常勤監査役 2020年６月　大和アセットマネジメント株式会社　常勤監査役 リテラクレア証券株式会社　非常勤監査役 2022年６月　当社　監査役（現任）	(1) －株 (2) －株
（社外監査役候補者とした理由） 髙見秀三氏は、大和証券株式会社にて支店長等を歴任するなど金融業界での経験が長く、2014年６月より監査役業務にも従事しており、その豊富な経験と知見を監査に活かして、客観的・中立的観点から持株会社の経営の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を持株会社の社外監査役候補者といたしました。		

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
髙橋　修 (たかはし　おさむ) (1960年３月17日生) (注) 1. (注) 4.	1983年４月　黒田電気株式会社　入社 2003年４月　同社　企画室長 2004年４月　同社　経営戦略室シニアマネージャー 2006年２月　イー・レヴォリューション株式会社入社　経営管理部長 2006年６月　同社　取締役経営管理部長 2007年６月　株式会社リヴァンプ　入社　ディレクター 2008年７月　当社　入社　管理部長 2008年８月　当社　執行役員管理部長兼経営企画室長 2009年６月　当社　執行役員管理部長 2010年５月　当社　執行役員管理部長兼業務部長 2013年４月　当社　執行役員管理部長兼業務部長兼トレーディング部長 2015年７月　当社　執行役員管理部長 2016年４月　当社　経理財務部長 2023年６月　当社　監査役（現任） レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　監査役（現任）	(1) 70,000株 (2) 70,000株
（監査役候補者とした理由） 髙橋修氏は、管理部門の要職を歴任し、当社でも長年管理部門に携わっており、会計や財務の専門知識および経験を監査に活かし、持株会社の監査機能の強化・充実を図ることができるものと判断し、そのような役割を果たすことを期待して、同氏を持株会社の監査役候補者といたしました。		
安田　和弘 (やすだ　かずひろ) (1968年８月18日生) 【社外】 (注) 1. (注) 2. (注) 3.	1998年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2000年10月　金融庁検査部 入庁 2001年７月　堀総合法律事務所（現任） 2008年４月　株式会社ISホールディングス監査役 2010年11月　公益財団法人渋沢栄一記念財団監事（現任） 2015年９月　当社　監査役（現任） 2021年９月　日本グロースキャピタル投資法人監督役員（現任）	(1) －株 (2) －株
（社外監査役候補者とした理由） 安田和弘氏は、弁護士として培われた専門知識および経験、金融業界への知見を有しており、その豊富なご経験を監査に活かして、客観的・中立的観点から持株会社の経営の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を持株会社の社外監査役候補者といたしました。		

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割り当てられる持株会社株式の数
和田耕児（わだこうじ） (1969年11月５日生) 【社外】 (注) 1. (注) 2. (注) 3.	1991年９月　青山監査法人プライスウオーターハウス（現 PwCあらた有限責任監査法人） 入所 1994年５月　公認会計士登録 1995年９月　プライスウオーターハウス　ロンドン事務所 1997年９月　大田昭和監査法人、アーンスト＆ヤング（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 1999年９月　ゴールドマン・サックス証券会社戦略投資部 2003年９月　株式会社プロ・スタッフ・ソリューションズ　代表取締役（現任） 2015年９月　当社　監査役（現任） 2022年12月　プレミアムイノベーション株式会社 監査役（現任）	(1) －株 (2) －株
（社外監査役候補者とした理由） 和田耕児氏は、公認会計士として培われた専門知識および経験、金融機関における豊富な経験と知見を当社の監査に活かして、客観的・中立的観点から当社の経営の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を持株会社の社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．髙見秀三氏、安田和弘氏および和田耕児氏は、持株会社の社外監査役候補者であります。なお、持株会社が設立され３氏が社外監査役に就任した場合には、持株会社は３氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

３．持株会社が設立され、髙見秀三氏、安田和弘氏および和田耕児氏が社外監査役に就任した場合には、持株会社は３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。

４．持株会社が設立され、髙橋修氏が監査役に就任した場合には、持株会社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合には、賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低限度額であります。

５．各候補者が所有する当社株式の数は、2023年９月末現在の株式数を記載しており、また、割当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

６．持株会社が設立された場合、持株会社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約の内容の概要については、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填するもので、被保険者の全ての保険料を持株会社が負担する予定としております。

6．持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	東陽監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町７番地　住友不動産神田ビル
沿革	1971年１月　監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月　虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称を変更 大阪事務所、名古屋事務所を設置 2005年１月　監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月　東都監査法人と合併 2018年７月　Crowe Globalへ加入
監査関与会社	241社（2023年６月末　現在）
出資金	295百万円（2023年８月25日　現在）
構成人員	372名（2023年６月末　現在） （内訳） 社員（公認会計士）　67名 職員　公認会計士　187名 新試験合格者・会計士補　72名 その他専門職　22名 事務職　24名

（注）東陽監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

第２号議案　定款一部変更決議の取消の件

１．提案の理由

当社では、2023年６月27日開催の第20期定時株主総会において、商号を「レオス・キャピタルワークス株式会社」から「SBIレオスひふみ株式会社」に変更するために、2024年４月１日を効力発生日とする当社定款の一部変更の決議（以下「原決議」といいます。）をしておりますが、今般、第１号議案　株式移転計画承認の件に記載の通り、本株式移転により株式移転完全親会社を設立し、当該親会社の商号を「SBIレオスひふみ株式会社」とする予定であることから、原決議の取消（以下「本取消」といいます。）をするものであります。

なお、本取消は、本臨時株主総会において第１号議案　株式移転計画承認の件が原案通り承認可決されること、並びに2024年４月１日（本株式移転計画に基づき本株式移転の効力発生日が変更される場合には、変更後の本株式移転の効力発生日）の直前時の前までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年４月１日（本株式移転計画に基づき本株式移転の効力発生日が変更される場合には、変更後の本株式移転の効力発生日）の直前時にその効力が生じるものといたします。

２．本取消後の定款の内容

本取消後の定款の内容は、以下のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

原決議に係る変更後の定款の内容（取消前）	取消後
第１章　総則 第１条（商号） 当会社は、SBIレオスひふみ株式会社と称し、英文ではSBI RHEOS HIFUMI Inc.と表示する。	第１章　総則 第１条（商号） 当会社は、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文ではRHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示する。
附則 （商号変更に関する経過措置） 定款第１条（商号）の変更は、2024年４月１日から効力を生ずるものとする。但し、2024年３月31日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとする。当会社は、定款第１条（商号）の規定にかかわらず、効力発生日の前日までは、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文ではRHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示するものとする。 ２　本附則は定款 第１条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。	（削除）

また、本取消の対象である原決議に係る議案の内容は、以下のとおりであります。

定款一部変更の理由と内容（第20期定時株主総会　第２号議案）

１．提案の理由

当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、当社がこれまで培った企業文化や経営理念を大切にしながらも、SBIグループが有するブランドイメージや認知度の高さを生かして「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上を図ることを幅広い方々に認識いただくため、商号を「レオス・キャピタルワークス株式会社」から「SBIレオスひふみ株式会社」に変更いたしたく、次のとおり当社定款を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は2024年４月１日とし、経過措置として附則を定めるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則 第１条（商号） 当会社は、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文ではRHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示する。	第１章　総則 第１条（商号） 当会社は、SBIレオスひふみ株式会社と称し、英文ではSBI RHEOS HIFUMI Inc.と表示する。
（新設） （新設）	附則 （商号変更に関する経過措置） 定款第１条（商号）の変更は、2024年４月１日から効力を生ずるものとする。但し、2024年３月31日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとする。当会社は、定款第１条（商号）の規定にかかわらず、効力発生日の前日までは、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文ではRHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示するものとする。 ２　本附則は定款 第１条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。

以　上

臨時株主総会会場ご案内図

会場

鉄鋼カンファレンスルーム　「ROOM2+3+4」

東京都千代田区丸の内１丁目８番２号　鉄鋼ビルディング　南館４階

交通

JR線「東京駅」八重洲北口　徒歩２分、日本橋口　徒歩２分

東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線「日本橋駅」A3出入口　徒歩３分



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。